

青森県報

第四千三百八十八号

平成二十九年
十二月十五日
(金曜日)

目次

告 示

○市町村職員実務研修実施規程の一部を改正する規程……………(市町村課) ……一
○土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……一

公 告

○換地計画の決定……………(農村整備課) ……三
○右 同……………(同) ……三
○右 同……………(同) ……三
○右 同……………(同) ……三
○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………(漁港漁場整備課) ……四
○建設業者の許可の取消し……………(西北地域民局) ……四

告 示

青森県告示第八百六十七号

市町村職員実務研修実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村職員実務研修実施規程の一部を改正する規程

市町村職員実務研修実施規程(昭和三十四年十一月青森県告示第五百九十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村職員」を「市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)の職員」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条中「市町村長」を「市町村の長」に改める。

第四条中「行なう」を「行う」に、「市町村長」を「市町村の長」に改める。

第五条中「市町村長」を「市町村の長」に改める。

別紙中「乙 市町村」を「乙 研修職員所属団体の長」、「市町村職員」を「(一部事務組合及び広域連合を含む。)の職員」に改め、別紙の第一条中「(事務所)」を削り、「市町村長」を「研修職員所属団体の長」に改め、別紙の第三条中「市町村」を「乙」に、「市」を「甲」に改め、別紙の第四条中「市」を「甲」に改め、別紙の第六条第二項中「市町村」を「乙」に改め、別紙の第七条及び第九条中「市」を「甲」に改め、別紙中「市町村長」を「甲乙」に、「市町村長」を「研修職員所属団体の長」に改める。

別記様式中「市町村長」を「研修職員所属団体の長」に改め、同様式の記の9及び10中「市 年月」を「甲 年月」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第八百六十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

大鰐町

二 事業の種類

大湯会館建設事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字村岡地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字村岡地内に存する「大湯会館」を解体し、再築する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第三十三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業に必要な予算が、町議会において議決されており、本件事業を施行するための予算措置が講じられている。

よって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断されることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 得られる公共の利益

大湯会館は、大鰐町蔵館地区中央部の一級河川平川沿いに位置し、昭和二十九年に建設された木造三階建て建築であり、蔵館地区において集会や冠婚葬祭等で地区住民に広く利用され、地区に根差した施設である。

しかしながら、大湯会館は建築後六十年以上経過し老朽化が著しく、主要構造部の修繕を繰り返しながら使用している。近年では、集会所として町内会活動等に利用されていた二階は、安全性を考慮して管理者の休憩や年に一度の出勤式での利用のみであり、冠婚葬祭等に利用されていた三階は、床や階段の老朽化による危険性が高いことから利用できない状況にある。

また、集会所としての利用ができなくなつてからは、代替場所として地区内外の会館等を利用しているが、常に一定した代替場所を確保できないことや、いずれの施設も蔵館地区の中心地から離れた場所に位置する不便さから、地区住民の出席者が少なく、円滑な交流や地区の連帯感に支障をきたしている状況

にある。

本件事業の完成により、集会場所の変動及び移動距離の問題が解消されることから、地区住民の集会等への出席者数の増加が見込まれ、蔵館地区における集会所機能の回復が図られ、地区内の円滑な交流の促進に寄与することが認められる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年青森県条例第五十六号）により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、低騒音・低振動型・排出ガス対策型機械を使用するとともに、解体工事中の騒音・粉じん対策として、防音パネルや防じんシートの設置、粉じん発生部への常時散水等を実施し、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしている。

また、本件事業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 起業地選定の合理性

起業者は、起業地を選定するに当たって、二箇所の候補地を挙げており、二案を比較すると、申請案の方が集会所利用時の利便性や車両の出入りに優れ、建物配置計画の周辺へ与える影響も小さく、十分な施工スペースを確保できている。二案を総合的に勘案した結果、申請案が機能的、社会的及び技術的見地から最も合理的であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

3(一)で述べたように、現状は集会所機能が失われており、その回復を図る必要

があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。
また、蔵館地区の各町内会等からは、本件事業の早期着手を強く要望されているところであり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと判断される。

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
大鰐町役場企画観光課

公 告

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、大平地区の県営土地改良事業に係る第一―一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十九年十二月十八日から平成三十年一月十九日まで
- 三 縦覧の場所
外ヶ浜町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定によ

り、大平地区の県営土地改良事業に係る第一―二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十九年十二月十八日から平成三十年一月十九日まで
- 三 縦覧の場所
外ヶ浜町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、大平地区の県営土地改良事業に係る第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十九年十二月十八日から平成三十年一月十九日まで
- 三 縦覧の場所
外ヶ浜町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定によ

り、南沢地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年十二月十八日から平成三十年一月十九日まで

三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、野辺地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

野辺地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び野辺地町農林水産課

三 縦覧期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年一月四日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町農林水産課にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 アートリフォーム株式会社

二 代表者の氏名 前田昭仁

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字七ツ館字虫流五一の二九

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二九）第四〇〇四二四号

五 取消年月日 平成二十九年十一月十七日

六 取消しに係る建設業の許可 大工工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭